

理事会議事録

期 日 令和3年7月26日（月）

会 場 鹿児島県市町村自治会館（503号室）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長

(指宿市長)

栗 本 振 男



理 事

(曾於市長)

五 位 塚 剛



理 事

(湧水町長)

池 上 廣 一



理事会議事録

1. 開催日時

令和 3 年 7 月 26 日 午後 2 時 58 分～ 3 時 2 分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（503 号室）

3. 出席者

理 事	下 鶴	鹿児島市長
〃	前 田	枕崎市長
〃	五位塚	曾於市長
〃	豊 留	指宿市長
〃	肥 後	十島村長
〃	池 上	湧水町長
〃	永 野	肝付町長
〃	久木田	学識経験者

4. 欠席者

理 事	朝 山	奄美市長
	鎌 田	瀬戸内町長
	高 岡	徳之島町長
	池 田	県医師国民健康保険組合理事長

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 仮議長選出

理事改選後最初の理事会の為、理事長が互選されていないことから、前理事長の豊留理事が仮議長として選出された。

(2) 出席状況及び成立の報告

理事 12 人中、8 人出席していただいているため、本会規約第 34 条の規定により、理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによると定められているため、理事の過半数の出席に達していることを事務局から報告した。

(3) 議事録署名者氏名

規約第 35 条の規定により、五位塚曾於市長及び池上湧水町長が、議事録署名人に選任された。

(4) 議案及びその審議状況

【仮議長（豊留理事）】

御指名がございましたので、仮議長職を務めさせていただきます。

本日の附議事項は、理事長などの互選でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが差し支えございませんか。

(異議なし)

【仮議長（豊留理事）】

御異議が無いようですので、曾於市長の五位塚理事様、湧水町長の池上理事様のお二人を御指名申し上げます。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。議決事項でございます。

役議案第 15 号「理事長等の互選について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

(役議案第 15 号 理事長等の互選について)

【事務局】

理事会議案の 1 ページをお開きください。

役議案第 15 号は、理事長等の互選についてでございます。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第 21 条及び第 22 条並びに第 23 条に規定する理事長及び副理事長並びに常務理事を改選するものでございます。

- 1 理事長 お 1 人
- 2 副理事長 お 2 人
- 3 常務理事 お 1 人 でございます。

2 ページをお開きください。

参考として、総会で選任いただきました役員の名簿を掲載してございます。

以上でございます。

【仮議長（豊留理事）】

まず、理事長・副理事長の選任の方法をお決めいただきたいと思います。

選任の方法としては、「選挙」と「推薦」の方法がありますが、いかがいたしましょうか。

（ 「「推薦」ということでいかがでしょうか」との声あり ）

【仮議長（豊留理事）】

ただいま「推薦」という発言がありましたが、「推薦の方法」で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

【仮議長（豊留理事）】

御異議が無いようですので、推薦の方法で行うことといたします。

それでは、出席の皆さまからの理事長の推薦をお願いいたします。

（ 「理事長は留任ということはいかがでしょうか」との声あり ）

【仮議長（豊留理事）】

ただいま、「留任」との御発言がありましたが、いかがでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

【仮議長（豊留理事）】

ありがとうございます。

挙手多数のため、そのように決めさせていただきます。

これで理事長が決まりましたので、仮議長としての私の役割を終わらせていただきます。

【事務局】

豊留理事には、仮議長を務めていただきありがとうございました。

ただいま、豊留理事が理事長に選任されましたので御挨拶いただきまして、引き続き、議長として理事会の進行をお願いいたします。

【議長（豊留理事長）】

先程、総会が終わりましたが、6,500億円を超える本会の予算でございます。他の県の一般会計補正と同じような規模での運営でございます。皆さんの協力をいただきながら、本会がますます発展するよう、そして事務局職員が尚一層頑張ってくださいと期待を申し上げ、理事長の就任をお受けしたいと思います。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き理事会を進めさせていただきます。

次に、副理事長の選任ですが、副理事長は2人となっております。これまでの慣例によりますと市から1人、町村から1人ということでございます。それでは、出

席の皆さまからの副理事長の推薦をお願いいたします。

(「副理事長は市から前田理事、町村から永野理事ということでいかがでしょうか。」との声あり)

【議長（豊留理事長）】

私の方からも同様に、お2人を推薦させていただきます。

それでは、市を代表する副理事長につきましては、枕崎市の前田理事に、町村を代表する副理事長については肝付町の永野理事を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

(挙手多数)

【議長（豊留理事長）】

ありがとうございます。

挙手多数でございますので、副理事長につきましては、枕崎市の前田理事、肝付町の永野理事に決定いたします。

次に、規約第22条第2項により、理事長は、副理事長の中から、職務代理者を指名することとなっております。市の方から理事長が出ておりますので、職務代理者については町村の方から肝付町の永野理事をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

(挙手多数)

【議長（豊留理事長）】

ありがとうございます。

挙手多数でございますので、理事長の職務代理者は永野副理事長とさせていただきます。

それでは、副理事長に選任された永野副理事長と前田副理事長から御挨拶をお願いします。

【永野副理事長】

ただいま、副理事長に選任された永野でございます。一生懸命、理事長を補佐し頑張っていこうと思いますのでよろしくお願いします。

【前田副理事長】

副理事長に選任された枕崎市の前田でございます。理事長のサポートに一生懸命取り組みたいと思います。よろしくお願いします。

【議長（豊留理事長）】

次に、常務理事の選任でございますが、常務理事には、学識経験者の理事を推薦することとし、久木田理事を常務理事に選任することとしたいと思いますがいかが

でしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

【議長（豊留理事長）】

ありがとうございます。

挙手多数でございますので、常務理事は久木田理事といたします。

それでは、久木田常務理事から御挨拶をお願いします。

【久木田常務理事】

久木田でございます。引き続き常務理事ということで、僭越ではございますが務めさせていただきます。本会の取り巻く状況は、非常に厳しいものでございます。ひとつひとつ御報告し、御了解をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【議長（豊留理事長）】

役員が体制が整いましたので、今後国民健康保険制度の諸課題等の議論など、役職員一体となって進めて参りたいと存じますので皆様よろしくお願ひいたします。次に「その他」といたしまして、久木田常務理事から説明をお願いします。

【久木田常務理事】

資料1、2、3について説明。

資料1. 国保連合会主要行事予定等について

資料2. 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援について

資料3. 中期経営計画について

【議長（豊留理事長）】

ありがとうございます。

何か質問、御意見等ございますか。

【五位塚理事】

私は国保改定について非常に危惧しております。私どもの市でも今年度の予算編成をするのにどうにかやりくりをしております。

令和5年度までに国保の課税の仕方が、今は4方式ですが、今後3方式までにしなさいとの指示がなされておりますので、そうなった時に被保険者は、人によってはいろいろと負担が大きいものとなるので、これは根本的に国が国保会計に対する支援を強化しないと大変な状況に陥ると思われます。

国に対して具体的な問題で支援をお願いするのは基本だと思われます。曾於市もですが、どこの行政でも限界が来ていると思われるので、具体的な提案を国をお願いするべきだと思います。

【議長（豊留理事長）】

はい、いろいろな意見があろうかと思えます。

資料に記載がありますように、国による十分な財政基盤を講じていただきたいという思いを伝える、という事で、我々もそれらの心情も含めて頑張らないといけないということでもあります。

他にございますか。

【肥後理事】

資料にある国の財政支援について、国のスタンスはどういう状況でしょうか。

【久木田常務理事】

資料より、国保総合システムの更改につきましては、厚労省が設置しました検討会の中でも国保が当初の想定以上の、しかも前倒しした早い段階での大幅な対応が必要になるとされています。

検討会の中でもですが、財政的な問題が起因となって国保が対応できないということであれば、国の財政支援をしてでも実現していく必要があるのではないかと、何人かの国会議員の方々から国に対して、質問や要請等をなされたということも含め、一定の理解があると考えております。

国保中央会に、厚労省から来年度以降の不足額について、具体的な試算が出来るのであれば、具体的に額を示して欲しいという話もあり、厚労省から段階的に問い合わせが来たということも聞いておりますので、ある程度の支援はしていただけないかと考えているところです。

ただ、システムに対して、国が全額補助するというはかなり難しいと思われまので、こちらから要請をした上で、国会議員の方々等からも強い支援をいただく必要があると思っております。

システム開発は、効果があることを前提とし、業務の高度化・効率化をする目的でもありますので、職員の手間をかけないなど回収できる部分が見込まれることが効率性のあるシステム開発ということになります。10年あれば回収することが出来るとならなければ、支援を受けることは難しくなると思われま。

システム開発のためにも支援をお願いしたいと思い、御理解いただければと思っております。

【肥後理事】

一定の額については国から支援いただけるが、その他一部については対応できないということでしょうか。

【久木田常務理事】

今まで、システム開発の際に、満額の補助が出たという実績がなかなかないものですから、難しい部分があるかと思われま。

【肥後理事】

過疎債の運用につきましては、各自治体の方で過疎計画に乗せた形のもので計画

されるという事になるのでしょうか。

【久木田常務理事】

実際のところ、過疎債では適用できないと思っております。

システムをクラウド化することになります。システムのある部分がこの市町村の所有物であるという形であれば、ある程度、過疎債の活用が考えられるかもしれませんが、システム全体の運用として、システムが国保中央会や連合会が所有ということになりますと、負担は審査で利用している保険者の保険料算定に影響するということになるのですが、なかなか過疎債自体は利用できないと思っております。

保険料のところで話がありますが、臨時の調整交付金など保険料に跳ね返る厚労省の保険者に対する財政支援等制度の活用を検討する必要があると思われま

す。

【五位塚理事】

各自治体で国保会計をしていたのを、国が県に主体を移してきた中で、鹿児島県だけの問題ではなく、全国のレベルでの問題として国に伝えるべきだと思います。今ここで議論をしても解決される問題ではないと考えます。

【久木田常務理事】

全国の連合会でこういう取組みを重ねていく必要があるということをお理解いただき、今後の要請活動に対する協力をお願いさせていただいているところです。

【議長（豊留理事長）】

ありがとうございます。

県の国民健康保険団体連合会として、強い思いで是非やっていただきたいという思いを伝える、そして、国会への要望を含めての提案であろうかと思っておりますので、一緒になって頑張っていきたいと思っております。

少々お時間、長くなりましたが、他にございませんか。

常務理事、御説明ありがとうございました。

【鹿児島県国民健康保険課 鮫島課長】

皆さん、お疲れさまです。日頃から国民健康保険に運営にご尽力いただきまして誠にありがとうございます

資料1の、裏の方4ページにトップセミナーが11月8日に開催されるとございますが、この中で時間を頂いてお話をさせていただくことになりまして、その補足説明をさせていただきます。

平成30年度から皆さま御承知のとおり、県が財政主体となりまして国保運営にも中心的な役割を担っているところでございます。一方では、県と市町村が一体となって国保運営をやっていくために、国保運営方針というものを定めております。

先程、五位塚市長の方から4方式や3方式等ありましたけれども、様々な取組み

をこの国保運営方針に定めております。今は第2期の運営方針、3年ごとに改定できるのですか、第1期運営方針から第2期運営方針に改める際に、国保の運営を安定化するために様々な見直しを行いました。

見直しの大きな項目の1つに保険料水準の統一というのがございます。皆さん御承知のとおり、県内の市町村の医療機関の水準というのは、様々でございます。特に離島地域が低い、本土地域が高いということがございます。医療提供体制の違いなどいろんなことからきているのではないかと思います

1人当たりの医療費でいきますと、1番高い市町村と低い市町村とでは、だいたい2倍ぐらいの格差がございます。こういったこともありまして、保険料そのものも、市町村ごとにさまざまに設定されております。しかしながら、こういったこともあって、第1期運営方針では、当面は保険料水準は統一しないと定めていたのですが、今回第2期になりましてその方針を改めました。

なんだかんだと言って国保の運営は厳しさが増しております。人口減少、それから被用者保険の適用拡大もあって、国保の加入者自体が減ってきています。そうなりますと保険料収入が減ってくる。一方で高齢化が進むと、1人当たり医療費が膨らんでいる。そのため、収入は減るけれども、支出が大きくなる…。そういった厳しい状況になりまして、令和元年度の各市町村の国保特会の決算なのですが、法定外繰り入れをしている市町村もかなり多いですが、この法定外繰入を除いた実質的な3年度収支では31市町村が赤字となっております。これは7割を超える状況です。

こういったこともあって、第2期運営方針では、将来的に国保運営をしっかりと進めていくために、保険料水準の統一について県と市町村で議論をしていきたいと思いますという事で運営方針の内容を改めました。

今回のトップセミナーの中では、この保険料水準の統一について何のために統一をするのか、目的は何なのか、どうやって進めるのか、どんな課題があるのか、こういったことについて若干お時間を頂きましたので、お話しさせていただきたいと思っております。是非皆さん、御参加いただければと思い、御紹介させていただきました。

以上です。

【議長（豊留理事長）】

他にございませんか。

（ な し ）

それでは、以上をもちまして終了いたします。

御協力ありがとうございました。

【事務局】

豊留理事長 ありがとうございました。

以上をもちまして、理事会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

[閉会 午後3時2分]

